

商務部弁公庁

奨励類外商投資企業の輸入設備減免税に関連する

業務の実施をさらに進めることに関する通知

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2017年9月5日、商務部弁公庁は「奨励類外商投資企業の輸入設備減免税に関連する業務の実施をさらに進めることに関する通知」(商弁資函[2017]367号、以下「本通知」)を公布しました。奨励類に該当する外商投資企業による輸入設備減免税手続をさらに調整することを狙いとしています。

1. 政策の背景

外商投資企業の設備輸入に係る税収政策は1997年に国務院から公布された「輸入設備の税収政策を調整することに関する通知」(国発[1997]37号、以下「37号通知」)において初めて規定されました。37号通知では、国が奨励する国内投資プロジェクト及び外商投資プロジェクトの輸入設備に対し、規定されている範囲内において、関税と輸入にかかる増徴税を免除するとしました。適用対象は「外商投資産業指導目録」における、奨励類及び制限類乙類(現行の「外商投資産業指導目録」では制限類乙類は撤廃)に属する企業による、投資総額範囲内で輸入された自用設備としました。

その後、「中華人民共和国増徴税暫定条例(2008修訂)」(国務院令第538号)が公布され、仕入増徴税控除についての規範化が進みました。これを踏まえ、財政部・税関総署・国家税務総局から2008年第43号公告が公布され、37号通知の修正を行いました。37号通知の適用範囲内における関税免除を維持する一方、輸入にかかる増徴税の徴収を再開しました(ただし、当該増徴税は控除対象)。

商事制度改革の推進により、関連手続の簡素化も進んでいます。2015年に商務部より公布された「奨励類外商投資企業プロジェクトの確認審査認可の廃止の事後業務を適切に行うことに関する通知」(商資函[2015]160号、以下「160号通知」)において、外商投資奨励類プロジェクトについては、商務主管部門より「国家発展奨励内外資プロジェクト確認書」を今後発行せず、外商投資企業の免税輸入設備リストを審査しないことを規定しました。企業が設立(増資)された際の確認書において外商投資奨励類プロジェクトに関する情報を明確にするとしています。本通知の公布は外商投資企業備案(届出)制改革の全国展開を背景として、輸入設備減免税の関連手続を明確化するものです。

2. 政策の内容

本通知は、上述の通り、奨励類外商投資企業が中国に設備を輸入する際、減税・免税の申請をどのように行うかを明確に示したものとなっています。

(1) 本政策の適用対象

以下2項目の条件を満たす必要があります。

- 「外商投資産業指導目録」の奨励類、もしくは「中西部地区外商投資優勢産業目録」に該当
- 備案プロセスを適用し、設立・増資が行われる外商投資企業

(2) 申請フロー

具体的な申請フローについては、下記図表1をご参照下さい。

【図表1】 輸入設備減免税にかかる備案(届出)フロー

備案方式	総合管理システムを通じ、オンラインで情報入力・資料提出 (総合管理システム: http://wzzxbs.mofcom.gov.cn/)				
備案フロー (※1)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【設立】 営業許可証が発行される前後30日以内に総合管理システムを通じ、「外商投資企業設立備案申告表」および関連文書、外商投資奨励類プロジェクトにかかわる各情報(※2)を提出</p> <p>【増資】 変更事項が発生した後30日以内に総合管理システムを通じ、「外商投資企業変更備案申告表」および関連文書、外商投資奨励類プロジェクトにかかわる各情報を提出</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">備案範囲に属する</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">備案範囲に属さない</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 備案機構が3営業日以内に備案を完了し、総合管理システムより備案結果を公布 </td> <td style="padding: 5px;"> 備案機構が外商投資企業或いはその投資者にオンライン通知し、関連部門に処理を依頼 </td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">備案完成の通知を受領</p> <p>企業は備案完了の通知を受領後、「備考欄」に外商投資奨励類プロジェクトにかかわる各情報が記載された受付票を受領。受領時の必要資料は外商投資企業名称事前承認資料(写)あるいは外商投資企業営業許可証(写)</p> </div>	備案範囲に属する	備案範囲に属さない	備案機構が 3営業日以内 に備案を完了し、総合管理システムより備案結果を公布	備案機構が外商投資企業或いはその投資者にオンライン通知し、関連部門に処理を依頼
備案範囲に属する	備案範囲に属さない				
備案機構が 3営業日以内 に備案を完了し、総合管理システムより備案結果を公布	備案機構が外商投資企業或いはその投資者にオンライン通知し、関連部門に処理を依頼				
オンライン提出資料	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外商投資企業名称事前承認資料あるいは外商投資企業営業許可証 ✓ 外商投資企業全体投資者(あるいは全体発起人)、あるいはその授権代表が署名した「外商投資企業設立備案申告承諾書」、あるいは外商投資企業法定代表者もしくはその授権代表が署名した「外商投資企業変更備案申告承諾書」 ✓ 全体投資者(あるいは全体発起人)あるいは外商投資企業が指定した代表あるいは共同して委託した代理人の証明、授権委託書及び被委託人の本人確認証明を含む ✓ 外商投資企業投資者あるいは法定代表者が委託した被委託人が署名した関連文書の証明、授権委託書及び被委託人の本人確認証明を含む(委託なし関連文書の場合は提出不要) ✓ 投資者主体の資格証明あるいは自然人本人確認証明(変更事項が投資者基本情報変更と関連しない場合は提出不要) ✓ 法定代表者の自然人本人確認証明(変更事項が法定代表者変更と関連しない場合は提出不要) ✓ 前述の文書の原文が外国語の場合、当該文書の中国語翻訳文書(提出者は翻訳文書と原文の内容の一致性を確保しなければならない) 				

※1 実際の取組時には、関連部門の指導に従って実施する必要があります

※2 外商投資奨励類プロジェクトの関連情報・・・適用する産業政策条目や、プロジェクト性質、プロジェクト内容、プロジェクト投資総額(米ドル)、輸入設備用外貨額(米ドル)、プロジェクトの建設期限などを含みます

本通知によれば、輸入設備外貨転金額やプロジェクト建設期間を除く外商投資奨励類プロジェクトに係る情報に変更がある場合、企業はオンラインで変更事項を入力しなければならないとされています。輸入設備外貨転金額及びプロジェクト建設期間を変更する必要がある場合、企業は主管税関に説明資料を提出し、主管税関より審査確認を受けなければなりません。

注意が必要となるのは、奨励類外商投資産業リストと外商投資参入特別管理措置(外商投資参入ネガティブリスト)が重複する項目です。奨励類の政策優遇を享受すると同時に、関連の参入規定も遵守しなければなりません。輸入設備に関連する減免税手続は前述の160号通知に規定されている審査批准制手続に基づいて取扱い、その意見書の中で明確にされなければなりません。

3. 企業への影響

本通知の公布により、備案制管理における奨励類外商投資企業の輸入設備減免税手続がさらに明確化されました。企業は、設立、あるいは増資を行う際、輸入設備減免税の関連情報を総合管理システムに入力することになります。従来の審査制と比べれば、備案制を適用する外商投資企業の手続が簡素化され、生産設備のスピーディーな導入を実現できます。

一方、簡素化が進んだ一方で、商務委員会による監督管理は引続き受けることとなります。条件に合致していない事案については、税関に通報されます。各企業は、運営上のトラブルを避けるべく、事前・事後の確認をしっかりと行っていく必要があります。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>商务部办公厅关于进一步做好鼓励类外商投资企业进口设备减免税有关工作的通知 商办资函〔2017〕367号</p> <p>各省、自治区、直辖市、计划单列市、新疆生产建设兵团、副省级城市商务主管部门，各自由贸易试验区、国家级经济技术开发区：2016年9月，第十二届全国人大常委会第二十二次会议审议通过对《外资企业法》等四部法律的修正案，决定将不涉及国家规定实施准入特别管理措施的外商投资企业设立及变更由审批改为备案管理。2016年10月，商务部发布《外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法》(商务部令2016年第3号)(以下简称《备案办法》)，明确备案机构、备案程序、监督管理和法律责任等事项；2017年7月，商务部发布《关于修订〈外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法〉的决定》(商务部令2017年第2号)，进一步完善相关规定。为深化外商投资管理体制改革，继续有效实施《国务院关于调整进口设备税收政策的通知》(国发〔1997〕37号)进口设备税收政策，根据《商务部关于做好取消鼓励类外商投资企业项目确认审批后续工作的通知》(商资函〔2015〕160号)，现就进一步做好备案适用范围内鼓励类外商投资企业进口设备减免税有关工作通知如下：</p> <p>一、自2017年7月30日起，对符合《外商投资产业指导目录》鼓励类条目或《中西部地区外商投资优势产业目录》条目并适用备案程序设立或增资的外商投资企业(以下简称“企业”)，企业或其投资者通过外商投资综合管理信息系统(以下简称系统)在线填报相关备案报告表时，应填报外商投资鼓励类项目有关信息，包括：适用产业政策条目、项目性质、项目内容、项目投资总额(美元值)、进口设备用汇额(美元值)、项目建设年限等。企业投资经营活动涉及多项鼓励类产业政策条目的，应当按照相关条目分别填报上述信息。</p> <p>对于上述外商投资鼓励类项目有关信息(进</p>	<p>商務部弁公庁 奨励類外商投資企業の輸入設備減免税に関連する業務の実施をさらに進めることに関する通知 商弁資函〔2017〕367号</p> <p>各省、自治区、直辖市、計画単列市、新疆生産建設兵団、副省級都市商務主管部門、各自由貿易試験区、国家級經濟技術開發区：</p> <p>2016年9月、第十二期全国人民代表大会常務委員会の第二十二次會議の審議にて「外資企業法」等の四部法律に関する修正案が通過し、国家が規定する参入特別管理措置が実施されていない分野における外商投資企業設立、及び変更が審査批准制から備案(届出)管理に変更された。2016年10月には、商務部より「外商投資企業設立及び変更備案管理暫定弁法」(商務部令2016年第3号、以下「備案弁法」)が公布され、備案機構や、備案フロー、監督管理及び法律責任等の事項が明確化された。2017年7月、商務部は「『外商投資企業設立及び変更備案管理暫定弁法』の修正に関する決定」(商務部令2017年第2号)を公布し、関連規定をさらに改善した。外商投資管理体制改革をさらに深化し、「國務院輸入設備の稅收政策を調整することに関する政策」(国発〔1997〕37号)による輸入設備稅收政策を引続き有効に実施するため、「奨励類外商投資企業プロジェクトの確認審査認可廢止の事後業務を適切に行うことに関する通知」(商資函〔2015〕160号)に基づき、備案制の適用範囲内の奨励類外商投資企業による輸入設備に係る減免税業務をさらに適切に実施すべく、関連の業務通知を以下の通り通知する</p> <p>一、2017年7月30日より、「外商投資産業指導目録」の奨励類もしくは「中西部地区外商投資優勢産業目録」に合致し、備案制で設立もしくは増資を行う外商投資企業(以下、「企業」)に対し、企業もしくはその投資者が外商投資総合管理情報システム(以下、「システム」)を通じ、オンラインで関連する備案報告表を記入する際、外商投資奨励類プロジェクトの関連情報(適用する産業政策項目、プロジェクト性質、プロジェクト内容、プロジェクト投資総額(米ドル)、輸入設備用外貨額(米ドル)、プロジェクトの建設期限等を含む)を記入しなければならない。企業の投資経営活動が複数の奨励類産業政策項目に関わる場合、それぞれの関連項目を分けて、上述の情報を記入しなければならない。</p> <p>上述の外商投資奨励類プロジェクトにかかわる関連情報に</p>

口设备用汇额和项目建设年限除外)发生变更的, 备案机构应要求企业在线填报变更事项。对于增资的, 应在变更事项中填报本次增资额和进口设备用汇额以及增资后的投资总额和进口设备总用汇额。

对于仅涉及进口设备用汇额和建设年限发生变更的, 企业可向主管海关提交说明材料, 由主管海关予以审核确认。

二、备案机构通过系统发布备案结果后, 企业或其投资者可以向备案机构领取“备注”栏中含有外商投资鼓励类项目有关信息的《外商投资企业设立备案回执》或《外商投资企业变更备案回执》(以下统称《备案回执》)。

省级以下备案机构应将外商投资鼓励类项目有关信息及企业其它备案信息一并通过系统报送省级商务主管部门比对, 收到反馈结果后, 应通过系统告知企业或其投资者。企业或其投资者可以向备案机构领取《备案回执》。

三、备案机构应切实履行备案监督管理责任, 依据《备案办法》对企业填报信息是否真实、准确、完整进行监督检查, 发现企业存在违反鼓励类外商投资项目项下进口设备减免税相关法律法规规定的, 应及时通报有关直属海关。

四、自2016年10月8日至本通知印发期间, 适用备案程序已设立或增资的企业, 对其中符合《外商投资产业指导目录》鼓励类条目或《中西部地区外商投资优势产业目录》条目, 尚未根据《商务部关于做好取消鼓励类外商投资企业项目确认审批后续工作的通知》(商资函〔2015〕160号)办理进口设备减免税手续的, 备案机构应当填写《外商投资鼓励类项目信息汇总表》(以下简称《汇总表》, 格式见附表)。

省级以下备案机构应于2017年9月30日前将《汇总表》报所属省级商务主管部门比对

变更がある場合(輸入設備外貨転金額やプロジェクト建設期間を除く)、備案機構は企業にオンラインで変更事項を入力することを求める。増資の場合、変更事項の中に今回の増資額、輸入設備外貨転金額、増資後の投資総額、輸入設備合計の外貨転額度を記入しなければならない。

輸入設備外貨転金額及びプロジェクト建設期間が変更される場合、企業は主管税関に説明資料を提出し、主管税関より審査確認を受けることができる。

二、備案機構がシステムを通じて備案結果を公布してから、企業もしくはその投資者は備案機構で「備考」に外商投資奨励類プロジェクトの関連情報が記載された「外商投資企業設立備案証明書」或いは「外商投資企業変更備案証明書」を受領できる。(以下いずれも「備案証明書」)

省級以下の備案機構は外商投資奨励類プロジェクトに関わる情報、企業のその他の備案情報を合わせて、システムを通じて省級商務主管部門に報告送付し、比較照合を行わなければならない。フィードバックを受けた後、システムを通じて企業もしくはその投資者に通知する。企業もしくはその投資者は備案機構から「備案証明書」を受領することができる。

三、備案機構は備案監督管理責任をしっかりと履行しなければならず、「備案弁法」に基づき、企業の記入した情報の真実性、正確性、完全性に対し、監督、検査を行わなければならない。企業が奨励類外商投資プロジェクト項目下の輸入設備減免税に関連する法律・規定に違反していることを発見した場合、その関連情報を直属の税関に遅滞なく通報しなければならない。

四、2016年10月8日より本通知の公布までに、備案のフローを適用して既に設立もしくは増資された企業の内、「外商投資産業指導リスト」の奨励類、もしくは「中西部地区外商投資優勢産業リスト」に合致する場合、商務部の「奨励類外商投資企業プロジェクトの確認審査認可廃止の事後業務を適切に行うことに関する通知」(商資函〔2015〕160号)に基いた輸入設備減免税手続が未了であれば、備案機構は「外商投資奨励類プロジェクト情報集計表」(以下、「集計表」、書式は添付ご参照)を作成しなければならない。

省級以下の備案機構は2017年9月30日より前に「集計表」を所属する省級商務主管部門に提出し、比較照合が行わな

<p>汇总，省级商务主管部门应于2017年10月31日前，将所辖范围内比对汇总完毕的《汇总表》发送相关直属海关，抄送商务部(外资司)。</p> <p>五、对外商投资企业的设立及变更涉及外商投资准入特别管理措施的，有关外商投资企业开展的鼓励类外商投资项目项下进口设备涉及减免税手续的相关事宜，仍按照《商务部关于做好取消鼓励类外商投资企业项目确认审批后续工作的通知》(商资函〔2015〕160号)规定办理。</p> <p>六、本通知自发布之日起执行。对于执行中遇有问题，请各备案机构与各直属海关加强沟通、协调、配合，必要时向商务部(外资司)、海关总署(关税征管司)反映。</p> <p>附件：外商投资鼓励类项目信息汇总表</p> <p>商务部办公厅 2017年9月5日</p>	<p>なければならない。省級商務主管部門は2017年10月31日より前に管轄範囲内の比較照合を完了させ、「集計表」を関連する直属の税関に送付し、商務部(外資司)に写しを送らなければならない。</p> <p>五、外商投資企業の設立及び変更が外商投資参入特別管理措置に関係する場合、外商投資企業が展開する奨励類外商投資プロジェクト項目下の輸入設備の減免税手続の関連事項は「奨励類外商投資企業プロジェクトの確認審査認可の廃止の事後業務を適切に行うことに関する通知」(商資函〔2015〕160号)に基づき取扱う。</p> <p>六、本通知は公布日より執行する。執行中に問題がある場合、各備案機構と各直属税関がコミュニケーション、協調、協力を強化し、必要時には商務部(外資司)、税関総署(関税徴収司)にフィードバックしなければならない。</p> <p>添付資料：外商投資奨励類プロジェクト情報集計表</p> <p>商務部弁公庁 2017年9月5日</p>
--	--

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室